

改正されました 国民健康保険

平成 30 年度の国民健康保険制度改正により国保財政の運営が町から熊本県に移行したことに伴い、県が示した標準保険税率を参考に国保運営協議会や議会と共に検討・協議を行ってまいりましたが、高森町議会 6 月定例会において税率等の改正案が可決され、平成 30 年度における新たな税率等が右表のとおり決定しました。改正は平成 20 年度以来で、10 年ぶりとなります。

健康推進課 国民健康保険係 (内線 128)
税務課 税務係 (内線 165)
☎ 0 9 6 7 - 6 2 - 1 1 1 1

項 目		改正前	改正後	差 額
所得割率	医 療 分	8.00%	8.46%	+0.46%
	支援金分	2.00%	2.63%	+0.63%
	介 護 分	1.50%	1.77%	+0.27%
均等割額 (被保険者数割)	医 療 分	23,000 円	23,700 円	+700 円
	支援金分	5,000 円	6,900 円	+1,900 円
	介 護 分	11,000 円	14,700 円	+3,700 円
平等割額 (世帯数割)	医 療 分	23,000 円	23,000 円	0 円
	支援金分	6,000 円	8,000 円	+2,000 円

賦課限度額（上限額）も国民健康保険法の改正により変わりました。

項 目	改正前	改正後	差 額
医 療 分	540,000 円	580,000 円	+ 40,000 円
支援金分	190,000 円	190,000 円	0 円
介 護 分	160,000 円	160,000 円	0 円
合 計	890,000 円	930,000 円	+ 40,000 円

保険税の値上げ緩和策として普通徴収の納期回数を次のとおり改正いたしました。

項 目	改正前	改正後
納 期 月	5 月から 12 月まで	5 月から翌年 2 月まで
納期回数	8 期	10 期

被保険者の皆様には税負担が増えることとなりますが、国民健康保険制度の安定した財政運営のため、ご理解・ご協力をお願い致します。



過去5年以内の
未納分を納付できる
「後納制度」
は9月末まで！

後納制度の良い点

- 将来受け取る年金額を増額すること
- 受給ができなかった方が受給資格を得られる可能性があること

追納制度との違い

後納制度
過去5年以内の未納期間
について、納付することが
できる

追納制度
過去10年以内の免除（学
生納付特例、納付猶予含む）
期間について納付すること
ができる

9月28日（金）までにお手
続きをお願いします。

☎ ねんきん加入者ダイヤル
0570-0003-0004

消 防
南部分署

☎ 6219034 火災・救急119

夏場の水害・土砂災害に備えましょう！

水の事故に

ご用心

これからの季節、海水浴や
プール・川などで遊ぶ機会が
多くなることに伴い、水の事
故が多数発生します。
その中でも一番多い事故が
「溺水（おぼれる事故）」です。
今回は溺れた人を発見した
時の対応・溺れてしまった人
の基本動作を紹介します。

溺れた人は…

- 背浮きで呼吸を確保
- 身近な浮遊体（ペットボ
トル等）で、浮き時間を伸ば
す

発見者・救助者は…

- ペットボトルや靴、鞆など
浮力のあるものを投げる
- 「溺れた人を見守る人」「通
報する人」に分かれ消防
119番に通報
- 溺れてしまった人に声掛け
を忘れない

溺れたとき
やってはいけないこと

- 水面から顔を出し、息を吸
おうと試みる
- 手を挙げて助けを試みる

この二つをやってはいけな
い理由が、体が水面に対して
垂直になり、水面下に沈みや
すくなるためです。冷静な判
断が難しくなる上、体が沈む
ことで水を吸い込んでしまい
呼吸困難となります。着衣の
まま水難事故に遭遇するケー
スが多く、靴や洋服を身に着
けた状態で泳ぐことは至難の
業です。

そんな緊急時に思い出して
ほしいのが溺れたときの合
言葉。もしものときに、対応
できるようにしていきましょ
う。

浮いて待て！



高森の8月は風鎮祭、今日は山引き風しずめ

ほろよい気分で



れーいざんで カンパー イ



お酒は20歳になってから。
妊娠中や授乳期の飲酒はお控え下さい。
飲酒運転は法律で禁止されています。



阿蘇の酒

山村酒造合名会社 熊本県阿蘇郡
高森町高森1645
Tel. 0967(62)0001 Fax. 0967(62)1820
http://www.reizan.com

廣 告